

鎌田元一著

## 『律令公民制の研究』

大津 透

鎌田元一氏が、大化前代から八世紀にいたる多年の研究成果を一書にまとめられた。題して『律令公民制の研究』、六五〇頁をこえる大著である。全体は二部にわかれ、第一部には倭政権の支配構造と公民制の成立前史に関する七章を、第二部には律令国家の公民支配を明らかにする十一章を設けている。

非才な評者がこの書評をお引き受けたのは、著者が大化前代の国制を正面から実証的に論ずる点で、現在の学界で数少ない存在であり、その点で本書の出版は学界にとって大きな意味があると考えたからである。率直に言って、今日の古代史研究は行き詰まっていると感ずることもあり、論文も明確な目的意識に欠けるものが目につく。奈良時代なり平安時代のその時代のある事象をとり上げただけで、全体像が不明で、学問の面白さを失っている。その理由の一つに、若手研究者や学生が大化前代の国制に殆ど関心をもっていないことがあると思う。しかしおそらく、十世紀初

めくくらいまでの国家を理解するためには、大化前代の氏族制などの理解は不可欠であり、古い固有の国制はそのころまで存続すると思う。本書は、大化前代の国制研究として、数年前に出版された吉村武彦氏の『日本古代の社会と国家』などとともに、現在の研究水準を示したものであり、広く読まれ、学問の活性化につながることを希う。その点で小文が役に立てばと思うものである。

## 二

第一部「公民制の形成過程」のうちでも、もっとも早く書かれたのは、V「評の成立と国造」（初発表一九七七年）である。戦後の大化改新の研究史の中で、孝徳朝に全面的に評が設置されたことを主張し、現在にいたる大化改新の理解をささえている、画期的な論考である。まず『常陸国風土記』の建評記事を分析し、各二名の建評申請者は初代の評官人、（評督・助督の二等官制）であり、それは新置されたコホリのみ記事が残っているので、大化五年に全面的に建評されたとする。国造のクニがその後も存続したとは考えられず、国造名とは一致しない名称をもった評に分割されたのであり、建評後も国造一族はなお国造としての身分・地位を保ち、一定の機能を果たしていたとする。評制の意義は、のちの五十戸一里の編戸につながり、部民制の廃止に対応し、伴造制によるタテ割りの収奪体系を揚棄し公民からの統一的な収奪にあると位置づけている。一方で国造制は、評制と次元を異にして重なりあって存在し、評制下においても旧部民を越える範囲では国造を頂点とする在地の族制的支配に依存していたので、国造制は天武四年頃までは実質的機能を果たしたとする。

ここで主張されている孝徳朝における全面立評は、大化改新の存在を全面的に肯定することになる。この論文は『日本史研究』に掲載されたものだが、当時の日本史研究会では大化改新否定説が全面的に展開していた。この論考の発表には、今日の我々にわからない苦労と勇気が必要だったと思ひ、著者の実証的研究の重みに改めて敬意を払いたいと思う。

VI 「評制施行の歴史的前提」(一九八〇年)は、続日本紀の写本研究を通して、県犬養連が郡犬養連と表記された例を指摘し、県はコホリと読まれ、大化前代にコホリが実在し、屯倉を中核とする土地と人民に対する支配の総体がコホリと呼ばれたとする。旧来の倭政権の内廷に直結するアガタも次第にコホリ化が進み、コホリの支配は中央集権的支配への方向を含み、国造制を打破する方向をもったとする。

VII 「那須国造碑文の「国家」(一九八二年)は、そこにみえる「国家棟梁」について、これを那須のクニとしたり、さらに七世紀末まで国造のクニが存続したとする見方を否定し、天皇の朝廷に仕えていることを謳っているとする。評制の施行を遅らせて考える論拠とされる史料を批判したものである。

II 「部」についての基本的考察」(一九八四年)は、部に関する諸概念を明らかにしたものの。品部を、天皇・朝廷所属の職業部とする井上光貞説は根拠がなく、大王以下豪族が所有するシナジナの部、部一般をさし、品部(ベ)とは王権への従属・奉仕の面からとらえた語であり、同じものを豪族の領有の面から表現したのが部曲(カキ)の語である。一般に名代・子代とされる王名(王官名)を付す部はすべて子代の部とすべきで、御名人部(御

名代)はそのうち王族のミブベにあてられたものが大化当時に皇子等に私有下にあつたものである。子代は、王権への帰属が強く意識されたものだが、一方で豪族所有の部(カキ)でもあり、重層的に所有されているとのべる。そしてこうした部の廃止は、大化二年八月の品部廃止詔によって全面的に命ぜられたもので、大化二年三月の皇太子奏での「皇祖大兄御名人部」と屯倉の献上は、その先触れの演出だった。

付論「部民制の構造と展開」(一九八四年)では、氏姓制との関係で論じ、稻荷山古墳鉄剣銘から、地方豪族を「トモ」に組織し、それを中央の「トモノミヤツコ」(ヲワケ)が統轄する体制が雄略朝に成立していたことがわかり、岡田山一号墳鉄刀銘から六世紀後半には出雲に部民制が貫徹し、部称も成立したとする。部民制の本質は、王権に隷属した諸集団に奉仕を義務づける倭政権の統治方式であり、四―五世紀のトモ制による支配の全国化により成立すると論ずる。井上光貞氏等の、今来才伎渡来以来の官司制展開の中で部民制を捉える視点の問題を明らかにし、著者の理解の意図を明確に述べ、有益な付論である。

III 「日本古代の「クニ」(一九八八年)は、アメーツチの対比と別に、政治的概念であるアメークニがあり、クニは人間社会に結びつく領域であるとのべる。クニの支配者がクニヌシだが、アガタヌシに比して用例が少なく、五世紀末から六世紀に国造制が成立すると、首長はクニノミヤツコと称され、クニの部族的体制が解体され、倭政権の地方官僚としての性格を帯びるようになる。統一国家形成の過程を、クニヌシ→アガタヌシ→国造→令制国の時代というクニヌシの没落過程として図式的に整理している。

IV「屯倉制の展開」(一九九三年)は、屯倉の本質を地方支配のための軍事的拠点(A型屯倉)とし、田地を伴う屯倉をB型とし、六世紀前半は推古朝にA型からB型への発展を想定し、前期屯倉を否定する館野和己氏の説を批判した。ミヤケの文字表記の中心に「屯田」があり、ミヤケはミタと密接に関連し、農業経営の拠点であり、田地・倉庫・耕作民を要素とした。六世紀の屯倉制の全国的展開は、国造支配領域の内部に、倭政権の直接的な領域支配の原理が持ちこまれたことに意義があるとされる。さらに屯倉と関係の深い子代について、特定の王族の屯倉の所有が、王族が伝領するミブの子代との同一視を招いたとする。また大化前代のコホリの実体は屯倉であり、国造の領域内の屯倉の土地と人民に対する支配の総体がコホリと称され、後の評制の歴史的前提をなすと述べている。第一部のなかでは、具体的な論点が乏しく、やや歯切れが悪い。

I「七世紀の日本列島」(一九九四年)は、公民制の成立過程を中心とする七世紀の通史である。前述の部民制・屯倉制の理解をふまえ、推古朝に、大后や太子の地位が制度化され、新たな部の設置が見られない一方、私部・壬生部などその地位に付属するものとして子代が制度化され、屯倉制も展開するとする。六世紀を通じて倭政権の全国支配体制が展開したことは、王権の超越性をもたらし、氏族制度の成立により部民制秩序に包摂された中央地方の諸集団全体が王民と観念されるようになり、領域編成の原理を持ちこむことにより部民制から公民制へ転換するのである。大化改新については、部の廃止のみを否定すべき根拠はなく、まず在地の支配関係や人口・田地を調べる使者が各地へ派遣され、

大化二年の中大兄による御名入部と屯倉の献上という政治的演出をへて部の全面的廃止が宣言され、旧来の部のカキの側面は否定されたとする。天智朝に諸豪族の序列化と民部・家部の確定により豪族の現実の人民所有に統制を加え、天武四年の部曲廃止で、国家による全一的な人民支配体制が確立した。孝徳朝の評制施行は、廃止した旧部民を一元支配することを目指したが、複雑な所属関係は残り、五十戸一里の領域的編戸は天武十一年ごろ実施された。五十戸の編成は旧部民に源流があり、大化―天智朝にみえたとする。初出時、岩波講座の七世紀の通史としてはテーマが限定されすぎていて違和感をもったが、本書の冒頭にはふさわしい総論である。

### 三

第一部の特長は、評制の孝徳朝における全面的施行を論証し、大化改新肯定説が学会の主流になる論拠となったことである。第二に、部民制について独自の理解を示し、大化前代の国家支配のあり方に新鮮な論点を示したことも、研究史上大きな意味をもつ。とはいえ、書評なので少し気になったことを述べておこう。第一の点については、原秀三郎氏を中心とする改新否定論に気を使わずに晦渋な感じがある。前述のように当時の状況では苦勞が多かったと拝察するが、今日の眼からみればもつと明瞭に主張できるだろう。大化二年三月の中大兄による政治的演出により部が廃止されるのだから、その正月の改新詔第一条は、のものもので実際に出されたものでないとする著者の論は、数ヶ月の差であれば先に方針が宣せられたとする方がわかりやすく、ここで改新詔

を否定することにどれほど意味があるかわからず、著者の説をふまえれば改新詔の肯定を説いた方がすつきりるように思えてならない。そもそも改新否定論は、改新詔を否定するだけでなく、孝徳朝の政策を日本書紀編者の歴史観とし、天智あるいは天武朝において公地公民制が進められたとするものであり、改新詔とその数ヵ月後の詔との先後を論ずることは質が違うだろう。

第二の点については、部民制を、大和朝廷の原初的官司制としてでなく、諸豪族による人民の分割所有という地方支配として一義的に考えるべきだとの著者の主張、さらにその部民を廃止して王民とすることに対応して評制が施行されるとする主張は、大化前代の国制の重要な一面を鋭く指摘していることは疑いない。しかしながら、著者も言うように「部民制・国造制・屯倉制のいずれをとつても、その具体的な内容となると不明な点が多く」（一〇二頁）、相互の関係が問題になる。特に著者が国造制について低い評価を与える（というより具体的論及が少ない）ことが、評者としては引っかけるところである。

石母田正氏は『日本の古代国家』において、大化改新の史的意義を、王民制から公民制への転換であり、それは人民の地域的編成、つまり評の編成として人民を居住地において包括的に把握することであると論じ、東国国司詔などで改新が国造を対象とすることをあげ、

国造が在地における改新の主体として前面に出てきたことはあきらかである。「国造等」が伴造をふくむとしても、両者は今や国造によって代表されるところに、私は特別の意義をみるのである。王民制から公民制へ、また国制の身分的、族

制的編成から領域的国家への転換の政策は、改新政府にとつては、その権力の基盤を、国造制におくか、または伴造制におくかという選択の問題として存在したとみるからである。<sup>①</sup>

と述べる。つまり、大化前代における伴造制（部民制といつてもよい）のタテ割りの支配と国造制の領域的支配の二つのうちの後者に基盤をおいて評を編成していったのが大化改新であり、国造が評造に転化することによって、純粹な領域支配へ転化し、国造のもつ伴造的側面は捨象されてゆくと考えられている。国造制を基礎にして、評制そして律令国家の人民支配が成立するのである。

右の石母田氏の明快な議論を否定するほどの説得力はないのは、というのが率直な読後感である。具体的に言えば、同じ大化五年全面立評説にたちながら、国造のクニが評になったことをあげ（佐渡・志摩など一國が一郡となつた例もある）、国造制をもとに評制が編成され、律令制以前の地方支配はクニおよび国造に依存する体制であつたとする森公章氏の説の方に親近感を覚える。そもそも郡司は国造からとることは改新詔や選叙令に規定があり、国造から評官人への移行は質の差をどう考えるかを別にすれば議論の前提であり、早川庄八氏が大化の東国国司の任務が評官人の候補者を連れてかえり試験を行なうことで、その時国造が主たる対象だつたことを解明したことも傍証になるだろう。著者が、旧部民の部分が評制の領域支配になり、評制と別次元において国造制が存在すると述べることは、いささかわかりにくい。

吉田晶氏も述べるように、国造制は「凡直一國造のように広域の領域支配を行なう国家機関としての性格を持つ。そのことは、Ⅲでのクニヌシ→クニノミヤツコという著者の議論に対応するよ

うに思う。大化元年九月甲申条に「其臣連等、伴造国造、各置己民、恣情驅使。(中略)進調賦時、其臣連伴造等、先自収斂、然後分進」とあることから、八木充氏がミツキ進上の主体は国造で、国造が進上した物から各豪族が自分の部民分をとり、その後天皇へ進上したと論じ、おそらく畿外については国造制が大枠として部民制を包摂しているのだろう。いずれにしても、全国的な人民の分割支配方式としての部民制と、地方官の性格を一定程度もつ国造制との関連についてはなお検討の余地が残っている。

## 四

第二部「律令公民制の諸相」については、紙数もないので、論文ごとにコメントを付す。

IV 「計帳制度試論」(一九七二年)・付論「計帳についての再論」(七六年)が本書中もつとも早い発表である。まず「計帳」と「大帳」とは同一の実体をさす別称であり、計帳使と大帳使も同じであり、類聚三代格延暦四年六月官符に「大帳内目録」とあることから、「計帳」(大帳)は「計帳歴名」(戸口歴名文書)と「大帳目録」(国毎の戸口数統計)からなるとする。ついで大帳の名称が成立した時にこうした内容が整えられたとし、養老元年五月の大計帳式の頒下をとり上げ、同時に頒たれた輪租帳・青苗簿式にも国司監督強化の意図がみられ、この時「目録」「歴名」からなる新書式を定め、人民支配の正確を期したとする。つぎに大宝令では「国帳」とあるから計帳は国単位の統計的文書をさし、養老令ではそれが「帳」に改められたことを指摘する。また陸奥国戸口損益帳は、生益者を記さず戸籍の勘会用であるが、死亡は

年次を明記するものの、移出・稼出往は「大宝二年籍後」と漠然とした表記であることから、大宝令後は毎年「目録」のみが作成され、「歴名」は作られていなかったことを論証している。さらに養老以後の推移については、天平年間には籍年には計帳のうち歴名の作成は省略されたとし、延喜式の段階では、書式や勘会手続き規定からみて目録のみが作成されていたとする。

それまであまり検討されていなかった計帳制度のはじめの基礎的研究である。大宝令の計帳の意味の確定と、頒下の大計帳式の解釈の二点が主張の骨子である。後者については、杉本一樹氏が、正倉院文書のうち確実に京進された計帳は神亀三年山背国愛宕郡出雲郷計帳と阿波国計帳(目録)だけであるとし、八世紀中葉に畿内において目録と歴名が京進されたのであり、それは計帳本来の機能とは別に力役徴発の差科簿として機能したと論ずる。⑥

現在鎌田説と杉本説が依るべき説で、評者は杉本説を支持し、養老元年制は唐の垂拱計帳式に倣って整備したもので、延喜主計式の大帳式そのものであると思っている(Ⅲの靈龜元年計帳歴名軸の出土により著者の説はそのままでは成立しなくなった)。

とはいえ、大宝令の本意では計帳とは目録であることを論証した意味は大きい。それまでは正倉院文書の実例から計帳とは歴名であるとの無前提に考えていたのだから。その後中国で発掘された吐魯番文書中の永徽年間の戸口帳が西州における計帳の草案と考えられ、律令制の計帳が目録であることは確実に変わっただろう。⑧

延喜式においても目録のみが進上されていて、日唐とも計帳は目録であった。とすれば歴名を京進させたのはきわめて特殊で、杉本氏の差科簿説は説得力があるように思う。いずれにせよ本稿が

基礎になり、計帳の作成過程の検討などのその後の研究の進展が導かれたのであり、大きな意味がある。

関連してⅢ「郷里制の施行と靈龜元年式」（一九九一年）・付論「郷里制の施行補論」（一九二一年）では、平城京出土の和銅八年（靈龜元年）大倭国志癸上郡大神里計帳（匿名）軸を検討し、出雲国風土記にみえる「靈龜元年式」による郷里制施行という定説を否定し、靈龜三年の施行を説く。さらに同年五月頒下の大計帳式・青苗簿式と一体で郷里制と、郷戸・房戸制が実施されたと補強している。なお一般的には靈龜三年よりも養老元年という方がわかりやすいだろう。

Ⅷ「律令国家の浮逃対策」（一九七三年、奥付は七二年）は、「土断法」といわれる和銅八年格について、浮逃の当処編附を命じたのではなく、口分田を班給せず浮逃入帳により把握して調庸を徴収し、本貫地へ還らせる政策だったとし、平城京造営により激増した浮逃への対策であり、令制の三周六年法による除帳と所在地編附をやめ、調庸徴収という厳しい処置で、同日命じた国郡司への監督強化とともに浮逃の発生を抑止しようとしたとする。

その後の養老五年格が浮逃を所在地や編附した「土断法」であり、大きく方針変更したが、天平八年格でそれを廃止し、浮浪入帳で把握することにしたが、和銅格のような本貫へ送送する熱意には欠けていたと述べる。著者の和銅八年格（靈龜元年格）の解釈は、現在通説になっているが、ほぼ同時に同趣旨を論じた吉村武彦氏の位置づけのように、養老五年格も土断法でなくずっと本貫への帰還を求めている、宝龜十一年格が大きな方針変更であるとの考えも有力であろう。著者の付記がほしかったところである。

X「公田賃租制の成立」（一九七三年）は、田令11公田条の大宝令の復元を論じ、尾張国正税帳の復元から地子稲が正税に混合されたとする根拠はないこと、大倭国正税帳にみえる稲と穀の交換から地子稲が連年国衙に領置されていたことを述べ、大宝令で太政官の公廩料として公田地子の京進が規定されていたとする。

浄御原令で「大税」は成立し、税司管轄下で国司はその田租徴収や出挙にあたり、主輪が派遣されて田租を統制していたが、大宝元年六月に国司に大租管理権が付与された。一方、大税には屯倉の税が含まれ、その経営には田領があたっていたが、同年四月にそれをやめて国司に公田賃租を移し、それが公田条の成立を示すとする。

尾張国正税帳や大倭国正税帳などの有益な考証が多いが、大宝令の復元については、天平八年官奏をどう位置づけるか問題が残り、養老令で新たに定め、部分施行したとの考え方もある。大宝前後の一連の記事については、一つの解釈だが断案ではなく、その後も多くの説がある。「大税」は浄御原令で成立していたと説くが、大宝令で田租の蓄積が始まり貯蓄されたものが「大税」であるとの近年の渡辺晃宏氏の説が参照すべきものである。

XI「日本古代の人口」（一九八四年）は、鹿の子C遺跡の漆紙文書により、延暦ごろの常陸国の掌握人口は二万四千―二四万四千人であり、これをもとに奈良末―平安初めの人口を五四〇万―五九〇万人とし、奈良初期の人口を、一戸平均四丁あるいは一郷の平均口数を用いて四四〇万―四五〇万人と推計している。澤田吾一氏以来の古代の人口を推計した貴重な研究であり、今日ますますよるべきものである。

V「平城遷都と慶雲三年格」(一九八九年)は、慶雲三年二月の百姓身役制について、同格の「筑紫之役」が大宰府造営を目的とすることから、平城京造営に備えて立法したもので、九月には全国から役丁を差出し、直後の難波行幸は平城の地を視る目的だったと推測し、平城遷都計画の存在を明らかにする、すぐれた着想の論考である。ただ唐に対して役何日の等式関係があるか論じているが、無償労働にみえる部分に意味があるのではなく、雇役制を補完する規定だと評者は考える。なお税制に関して、VI「律令課役制二題」(一九九九年)が、大宝律令では課役は調庸だけを指し、養老令でも雑徭を含まないと定説に反論する。ただ日唐の雑徭制の差異や課役制・差料制の継受など全体像が不明なので、評者には説得力が感じられなかった。

I「日本古代の官印」(一九九四年)は、諸国印は大宝四年に铸造頒布されたこと、内印・外印も大宝令とともに铸造され新印の様が頒布されたこと(内印は旧印があったか)、一部の国では天平末のほぼ同時期に最初の改铸が行なわれ、天平宝字元年前後から国印の書体が大きく変化したことを論じ、あわせて諸国倉印にもふれる。つづいてII「律令制国名表記の成立」(一九九五年)で、国名表記は律令国家により一斉に公定されたはずであり、大宝四年の铸造国印の頒布こそがその全国的施行を意味し、国名が漢字二字に統一されたのは、四字印の形に規制されたためと論ずる。この時の公定国名は隱伎、因播、薩麻であり、現行字への変更の時期を考え、薩麻国の成立は大宝四年だったとする。

公印の印影の分析から始まりながら、それが律令国家の国名制定へとつながっていく見事な着想であり、第二部中でもっとも

鮮やかな印象を与える考証である。ただし、令集解の古記などになぜあれほど古い国名表記がみえるのか、など新たな疑問もわいてくる。

Ⅳ「律令制的土地制度と田籍・田図」(一九九六年)では、田籍とは、田令3口分条の規定に根拠があり、戸主ごとに戸に属する口分田をまとめて記し、里別に成巻される戸籍と対になる律令公文であることを論じ、一方田図は、田地の所在地に即してまとめられたもので、田籍の欠を補うものとして後に作成されたものべている。それまで不明瞭だった田籍について基礎的な事実を明らかにした論考である。

Ⅸ「大宝二年西海道戸籍と班田」(一九九七年)は、西海道戸籍には淨御原令田令の規定(一歳受田制)の班田額が記されていることから虎尾俊哉説の矛盾をつき、この造籍は国印が捺印されていることからも大宝四年まで遅れたもので、大宝令に基づいて受田額が算定されたとし、この班田は西海道における最初の班田であり、特例として五年以下不給制を適用せず一歳以上の全員に給田することで、次回の給田の必要性をなくしたと解釈した。虎尾説批判としては説得力があり、戸籍が大宝令の新様式であることも整合するが、虎尾氏の反論(『法制史研究』四八)もあるように、西海道では大宝にいたるまで班田がなかったのか、なぜ大宝令で「五年以下不給」が作られたのかなどの疑問もある。

## 五

全体の感想として、まず恩師岸俊男氏の研究を継承発展する強い意志が感じられることをあげよう。ローマ数字で付された章番

号にも示されるが、研究方法としても、多様な史料を徹底的に読みこんで、そこから考証をくり広げて鮮やかな結論にいたるもので、正攻法のオーソドックスな研究である。今日古代史研究には閉塞感があるが、本書を読めば、正面から研究を進めていけば道を拓くことは不可能ではないと感じるだろう。結論について異論も述べたが、途中の考証には有用な指摘も多く、学問とはそういうものだと感じた。

第二部は、八世紀前半の諸制度の施行をとり上げたもので、八世紀前半の国制史（政治史）の再構築として読むこともできるだろう。ただし著者の史観は、八世紀前半に律令国家のピークがあり、以後律令制支配は衰退するといういわば伝統的なものである。しかし、吉田孝氏に代表される、天平年間くらいにようやく律令制が浸透し機能するようになり、平安初期にかけて律令制が展開していくという考え方もある。著者が明らかにした史実は、こうした考え方にたてば別の評価ができるものもあるように思える。それは我々読者の力に委ねられているのだろう。

最後に、どうしてなのか、第一部I章で一部のページに9ポ活字が細長になっている個所がある（三二—三七頁など）。これだけの研究成果なので、ぜひ再版で直してもらいたい。

- ① 石母田正「日本の古代国家」(岩波書店、一九七一年) 一三五頁。
- ② 森公章「評の成立と評造」(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年、初発表一九八七年)。
- ③ 早川庄八「選任命・選叙令と郡領の「試練」」(『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六年、初発表一九八四年)。

④ 吉田晶「凡河内直氏と国造制」(『日本古代国家成立史論』東大出版会、一九七三年)。

⑤ 八木充「国造制の構造」(『日本古代政治組織の研究』塙書房、一九八六年、初発表一九七五年)、拙稿「律令国家と畿内」(『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年、初発表一九八五年)。

⑥ 杉本一樹「計帳歴名の京進について」(『日本古代文書の研究』吉川弘文館、二〇〇一年、初発表一九八五年)。

⑦ 拙稿「課役制と差科制」(池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店、一九九二年)。

⑧ 朱雷「唐代『郷帳』与『計帳』制度初探」(『敦煌吐魯番文書論叢』甘肅人民出版社、二〇〇〇年)。

⑨ 吉村武彦「律令制的百姓支配の特質」(『日本古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年、初発表一九七三年)。

⑩ 榎本淳一「養老律令試論」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上、吉川弘文館、一九九三年)。

⑪ 寺内浩「大税と大租」(『続日本紀研究』二六三、一九八九年)など。

⑫ 渡辺晃宏「律令国家の稲穀蓄積の成立と展開」(前掲『日本律令制論集』下)。

⑬ 楠木謙周「日本古代の「労働価値」基準」(『日本古代労働力編成の研究』塙書房、一九九六年)、拙稿「唐日賦役令の構造と特色」(池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、二〇〇二年)。

(A5判 六二六頁 索引四〇頁 二〇〇一年三月 塙書房 二二〇〇〇円十税)

(東京大学助教授)